

法教育推進協議会 第40回会議 議事録

第1 日 時 平成28年3月23日(水) 自 午前10時02分
至 午前11時54分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- (1) 専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究について
(報告)
- (2) 高校生向け教材・小中学生向け視聴覚教材の作成について
- (3) 法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等について

議 事

小粥座長 それでは、まだお見えになっていない方もおられますが、定刻を過ぎましたので、第40回法教育推進協議会を開催させていただきます。

まず、本日は議事に先立ちまして、法教育推進協議会開催要領の改正について議題とさせていただきます。それでは、詳細について事務局から説明をお願いいたします。

中保部付 それでは、事務局から御説明させていただきます。

前回の推進協議会でも御説明をさせていただきましたが、広報部会につきましては、平成22年度から平成25年度までの間に実施しました法教育の懸賞論文コンクールの審査をするために、法教育普及検討部会として始まったものでございまして、同コンクールが終了した後、法教育広報部会として発展的に改称をさせていただいたものでございます。広報部会では、推進協議会での議論を踏まえながら、法教育の更なる普及・推進に向け、法教育に関する情報発信、情報提供の在り方について検討をしていただいていたところでございます。

もともと、法教育に関する広報・啓発活動につきましては、法教育の普及・推進を図る上での重要な取組の一つでもあり、親会であるこの場の法教育推進協議会でその内容を決めていくべきものとも考えられます。

今般新たに、後ほど議題に上げさせていただきます教材作成部会を立ち上げることも予定しておりますので、広報部会につきましては、その取組を親会である推進協議会に吸収させることを含め、その在り方につき前回の協議会、広報部会において御議論いただいたところでございます。

その結果、両会議におきまして、広報部会の取組を推進協議会に吸収させるということでおおむねの御了承をいただいたところでございます。これを受けまして、座長と事務局において調整を進めさせていただき、法教育推進協議会開催要領の改正につきまして、お手元に改正案、資料1として配布させていただいております。

内容につきましては、1の目的のエのところに掲げさせていただいております、「法教育に関する情報発信・情報提供等」という取組を、広報部会が今まで中心に取り上げてきたところでございますが、親会である推進協議会で行えるよう、この1の目的の欄について改正しているところでございます。

そして、本開催要領の改正に伴い委員の異動もでございます。委員の異動につきましては、基本的なコンセプトにつきましては、広報部会の構成員のうち御了承いただけた構成員の方につきましては、引き続き法教育推進協議会の委員として御活動いただきます。そして、組織を代表して参加していただいている構成員の方につきましては、推進協議会、親会の委員1名に統一させていただく。商事法務研究会の松澤構成員につきましては、引き続き情報提供及び事務局を支援していただきたく、今後とも法教育推進協議会の御案内をさせていただきます。以上の3点を軸に調整を進めまして、今般、推進協議会の新委員として3名の方に御参加いただくことになりました。

まず、茨城県教育庁教育政策室主任企画員兼主任教育政策員、猪瀬宝裕様、練馬区立大泉第六小学校指導教諭、窪直樹様、窪先生は、今日御欠席の御連絡を頂いているところでございます。大正大学人間学部教育人間学科教授、館潤二様の3名の先生に、新たに法教育推進協議会の委員として御尽力いただきたいと考えているところでございます。

また、先ほども御説明させていただきましたが、本日は御欠席されております、商事法務研究会代表理事専務理事、松澤三男様につきましては、協議会に御参加いただき、引き続き法教育の普及・推進にお力添え、御助言をいただければと考えているところでございます。

事務所からの御報告は以上でございます。

小粥座長 ありがとうございます。

それでは、法教育推進協議会開催要領の改正及びこれに伴います委員等の異動につきまして、御意見等はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、それぞれの案につきまして、御了承いただいたというところでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、法教育推進協議会開催要領の改正及びこれに伴います委員等の異動につきまして、御了承をいただきました。どうもありがとうございます。

それでは、ここで法務省大臣官房司法法制部の萩本部長から、委員の皆様へ御挨拶をいただきます。お願いします。

萩本部長 司法法制部長の萩本でございます。皆さん、改めておはようございます。

年度末のお忙しい中、本日も御出席くださりまして、ありがとうございます。一言、御挨拶を申し上げます。

本日の配布資料などを御覧いただいておりますのとおり、第40回と書かれておりまして、平成17年5月のこの協議会の発足から数えて、今回で第40回の節目ということになりました。今、皆様に御確認いただきましたとおり、広報部会は発展的に解消し、法教育に関する広報、情報発信と言うのでしょうか情報提供につきましても、この協議会で御検討いただくということになりました。先ほど中保部付が申し上げた法教育普及検討部会が広報部会になった発展的改称は名称を改める改称、今私が申し上げた発展的解消は解く消えるのほうの解消ですけれども、そういうことになりました。

これに伴いまして、今、御紹介ありましたとおり、広報部会に御参加いただいております猪瀬委員、それから窪委員、館委員のお三方には、今回からこの協議会の委員として御参加いただくことになりました。よろしく願いいたします。

それから、商事法務研究会には引き続き事務局の御支援をいただけることになっております。今後、視聴覚教材の作成、それから高校生向けの教材の作成といった取組を進めることとなりますけれども、この新しい陣容のもとで必ずやよい成果を上げることができるのではないかと期待しております。

本日も短い時間ではありますが、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただき、また現場の実情に合わせた工夫をしながら、法教育の推進を引き続き進めてまいりたいと考えておりますので、本日もどうぞよろしく願いいたします。

小粥座長 ありがとうございます。

それでは、今回新たに委員に御就任いただいた方がいらっしゃいますので、改めて簡単に自己紹介と御挨拶を頂戴したいと存じます。

それでは、恐縮ですが、猪瀬委員からよろしく願いいたします。

猪瀬委員 はじめまして。茨城県教育委員会に勤めております猪瀬と申します。

もともとは高校の教員ですけれども、現在は議会と教育委員会の調整を主に担当しており

まして、今ちょうど選挙権年齢の引き下げに伴い、高校生が議会傍聴とかたくさん入ってくるような状況を目の当たりにしており、まさにその改革を肌で感じているところでございます。どうぞ今後ともよろしく願います。

小粥座長 ありがとうございます。

それでは、館先生、よろしく願います。

館委員 大正大学の館と申します。

私は中学校に長い間勤めておりまして、今、大学には3年目というところであります。『はじめての法教育』の作成にかかわることができまして、いろいろな勉強をさせてもらいました。そのときの経験などを少しでも皆さんにお伝えできればと思っております。よろしく願います。

小粥座長 ありがとうございます。

窪委員と松澤様は本日御欠席でございます。

それでは、改めて事務局から、本日の議事と配布資料等の説明をお願いいたします。

中保部付 それでは事務局から、本日の議題と配布資料等の説明をさせていただきます。

机前にお配りした議事次第を御覧ください。本日は、この後三つの議事を予定しているところでございます。

一つ目の議事は、今年度実施しました、専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究について、報告書の取りまとめを行いました、株式会社リベルタス・コンサルティングから御報告を頂きたいと考えています。

二つ目の議事は、「高校生向け教材・小中学生向け視聴覚教材の作成について」でございます。机前に配布しております座長試案としておまとめさせていただきました案に基づいて、各委員の皆様から御意見を賜りたいと考えているところでございます。

三つ目の議事につきましては、「法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等について」という議題につきまして、後ほど御説明させていただきます各テーマについて、委員の先生から御意見等を賜りたく、考えているところでございます。

次に、配布資料について御説明させていただきます。

資料1及び資料2につきましては、先ほど御了承いただきました、法教育推進協議会の開催要領及び法教育推進協議会の委員の名簿でございます。資料の3は、一つ目の議事の関係でございますが、専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践状況に関する調査報告書でございます。続きまして、資料4は、高校生向け教材・小中学生向け視聴覚教材について、小粥座長の試案でございます。そのほか、事務局からの席上配布の資料と、村松委員から、先ほど猪瀬委員からもお話しいただいた選挙年齢のところとも関係するものであると思いますが、主権者教育に関する冊子の配布をいただいたところでございます。後ほど、村松委員から御説明いただけるというふうにお伺いしているところでございます。

小粥座長 ありがとうございます。

それでは、最初の議題に入りたいと思います。一つ目の議題は、専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究の取りまとめ報告についてです。今年度実施しました、専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究について、調査研究を行った株式会社リベルタス・コンサルティングから結果について御報告いただきます。

この調査研究は、全国の学校における法教育の実践状況や、法教育を実践していく上での御意見、御要望などを明らかにするためのもので、昨年の普通科高等学校に引き続き、今年度は全国の専門学科及び総合学科高等学校を対象に調査を実施いたしました。本日はその結果について、御報告をいただき、委員の皆様にご協力をいただければと思います。

それでは、リベルタス・コンサルティング様、よろしくお願いいたします。

リベルタス・コンサルティング それでは、早速でございますけれども、御案内をいただきましたとおり、今年度実施をいたしました専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践状況に関する調査、こちらの結果の御報告をいたします。

今、小粥座長からも御案内をいただきましたとおり、今年度の調査対象は、昨年度の普通科に続きまして、専門学科及び総合学科の高等学校と名しておりますように、これらの高校、すなわち普通科と専門学科が両方置かれているような高校も今年度は対象になっております。

まず、調査の主たる要素であるものについて御案内をいたします。お手元のこの青い報告書の冊子、末尾26ページ分が実際に使用した調査票になっておりますけれども、ボリュームのある部分としましては、個別の各教科、科目についての御質問というところが報告書で言うと、参考の6ページ以降、長く続いておるところでございますけれども、普通科のときに行った調査と同様に、公民、家庭、保健体育、情報、特別活動といったものは、まず調査の項目として設定をしております。また、専門学科及び総合学科に特有の教科については、全ての教科について定型の調査票を御用意するというものが難しいというのが現実でございますので、特に数の多い農業、工業、商業、調査票のページで言いますと参考の15以降でございますけれども、農業、工業、商業については定型のものを作成をいたしまして、これら以外の科目については、ある程度自由のきく調査票様式、参考の24ページ以降を御用意をいたしましてこちらに記入をお願いしたと、こういった形になっております。

では、実際の調査結果について御案内をいたしたいと思っております。お手元報告書の6ページを御覧ください。まず、個別科目でない、学校全体としての取組状況でございます。法律家等専門家との連携をどれだけの高校がやっているのかというところでございますが、連携を実施しているというものは28.7%、4分の1を少し超える程度の数の学校という形になっております。

一方で、1ページめくっていただいて8ページなんですけれども、連携の効果については、連携を実際やった学校においては「とても充実した」や「まあ充実した」というところに回答が多く出ているというところで、取り組まれた学校においてはよい実感を持たれているというところです。

もう一つめくっていただきまして10ページ目でございます。まず、上の円グラフなんですけれども、今後の法律家等専門家との連携意向でございます。これは全ての回答学校にお尋ねをした段階では、連携意向「ある」という学校が32.5%、3分の1弱というところでございますけれども。ちょっとこれグラフになっていないんですが、下の図表11となっている表組みのものを見ていただければと思います。横に見ていただいて、実施経験が「ある」という学校が228件ございますけれども、この228件については、今後も要は引き続きやる意向が「ある」というところは69.3%の学校がやりたいと考えておりますので、ひとたび連携を経験した学校においては、多くの場合が取組を継続、あるいは拡大かもしれないけれども、こういった意欲を持たれているというところが推測されるところでござい

ます。逆に、連携を実際にしていない学校においては、今後の連携意向が「ある」という回答は17.3%にとどまっておりますので、いまだ取組を行っていないという学校においては、まず一度取り組んでいただくところをどうやってやっていくのかというところが、取組の拡大というところに広がっていくのではないかというふうに思われるところでございます。

右側11ページ目では、連携を行っていない学校は、何で連携を行わないつもりであるのか。今後の意向として行わない、あるいは行わない予定である理由でございますけれども、グラフ上多く出ているのが、一番多いのが50%となっております「時間的な余裕がない」というところと、45.4%となっております「どのような連携が可能かわからない」という、この2点に回答が集中をしたというところでございました。

めくっていただきまして12ページ目でございます。こういった連携という観点から、各学校は法務省に何を期待しているのかというものを示したグラフが図表13でございますけれども、基本的には一番多いのが「どのような連携が可能なのか」。これは過半数の学校が挙げているものでございます。また、「他校の実践例」というものも54.7%というふうに多く回答が集まっております。

なお、これに関連したものとして法務省に対しての支援の要望等、12ページの下から自由回答で次のページまで続けて例示をさせていただいております。先ほど猪瀬委員からもお話があった部分としましては、12ページの一番下であるとか、13ページの一番上の項目にお示しをしました、選挙権年齢の引き下げについてのお声はかなり多く自由回答では寄せられております。高校としてどういったことができるのか、あるいはどういったことをやればいいのかというところを把握したいという御意見が複数見られたというところでございました。

次に、14ページ目、めくっていただいて御覧いただければと思います。学校内、校内での教職員の研修会・勉強会の実施状況でございますが、実施を「ある」としている学校は8.1%にとどまっているというところでございます。少ないながらもというところで、ではどういったところと連携をしているのかというのが、右側15ページ目でございますが、一番多いのは、実は「連携は行っていない」、独自にやっているというものが一番多いんですけれども、連携を行っているものに関しては、弁護士会と、警察署あるいは警察官というものが、それぞれ10校ずつ回答があったというところでございました。

少しはしょって御案内をさせていただきます。17ページ目を、めくっていただいて御覧いただければと思います。学校外で行われる法教育に関する教職員の研修・勉強会への派遣、こちらについても実施は8%程度にとどまっていると。学校内での研修・勉強会の実施状況と余り変わらない割合でございました。

ここでは派遣を行っていない理由について御案内をしたいと思っておりますけれども、19ページ目を御覧ください。派遣を行わない理由としましては、さきの設問の回答と同様に、「時間的な余裕がないから」というものが57.6%で一番多いというところでございました。また、「どのような研修会等があるのかよくわからないから」という回答も半数近い学校が挙げているところでございます。

また、これに関しても19ページ目の下のところから、自由回答をピックアップして掲載をしておりますけれども、時間的余裕がないということと直接の対応策になるかどうかはわ

かりませんけれども、スケジュールという囲みがございますけれども、2から3月の次年度の研修予定の立案に際して、それまでに研修会の予定が組めるとよいと、そういうことがあれば参加あるいは派遣について計画が立てやすいというような回答も見受けられました。

それでは、次に教科ごとの回答について御紹介をさせていただきたいんですけれども、時間に限りもございますので、今回は専門学科あるいは総合学科特有の農業以降の科目についてここで御紹介をさせていただければと思います。ページで言いますと、51ページが農業のページになりますので、こちらを御覧ください。

まず、関連科目としては図表52、アからカの例示プラス上記以外ということで6項目お示ししておりますけれども、「農業情報処理」という科目が、1年次配当のものが一番多いと、比較的基礎的な扱いになっているというところがございます。回答校数が多い、すなわち農業情報処理を履修させている学校が一番多うございますので、ここに着目して、ちょっと御紹介をさせていただきますと、この農業情報処理に関しましては、下の図表53のグラフを見ていただくと、法教育の受講の重要さというのは、「たいへん重視した」あるいは「やや重視した」というところを合わせると7割近くに達するというところがございます。法教育の重要性が非常に高い科目であるということが回答から見てとれるわけでございます。

53ページ目に、ではこの科目はどういった教材を使用して授業を行っているのかというところがございますけれども、農業情報処理に関しましては、教科書以外のものということになりますと、「教科書に即した副教材」の利用が一番多いという回答になっておりました。

次に、55ページ目でございますけれども、ここは個別の科目でなく農業全体でございますけれども、図表57を見ていただきますと、農業においては必ずしも法律家等との連携というものは行われていないというところが実態でございます。

また、授業の充実のために取り組んだ工夫がどういったものであるのかを、55ページの末尾のところから表組みで、次のページにかけて御紹介をしているところがございます。それぞれのものが工夫として、大変おもしろい、興味深いものがございますけれども、比較的詳しいところまでやっているという印象を受けるものとしては、56ページ目でございますけれども、例えばオの「造園技術」の一番上にありますような、自然公園法でありますとか都市緑地法等、あるいは身近な条例も挙げながら授業で説明をするということが示されていたりというところがございます。

また、ちょっとこれはこの後の工業、商業も同様でございますけれども、各科目において新聞記事やSNSを積極的に活用しているというものは多く見受けられる回答でございましたので、あらかじめ御紹介をいたします。

次に、隣のページから工業でございますけれども、こちらが一番履修が多く行われているというふうに見受けられるのは、一番上に提示しております、アの「情報技術基礎」というものがございます。この科目も、次の58ページ目を見ていただきますと、法教育の重要さというものは大変大きい、「たいへん重視した」あるいは「やや重視した」というものを合わせると70%を超えるような科目となっております。

右側を見ていただきますと、教科書以外の教材の利用状況というところがございますけれども、この科目も農業のほうでお示した基礎科目と同様に、「教科書に即した副教材」の使用というものが、教科書以外では一番多い回答というふうになっております。

ちなみに、次のページにつきましては、法務省が作成した教材の利用状況というものも御

紹介をここではしております。60ページの下グラフでございますけれども、直接かかわる部分が余り多くないとはいえ、例えば「労働と法に関する教材」で7%の利用があり、あるいは「ルールについて考えよう（公法分野に関する教材）」についても5%程度の利用がある等々、それぞれ少ない数ではございますけれども、一定程度それぞれの教材は実際として利用されているというものが見られるというところでございます。

隣の61ページを見ていただきますと、専門家との連携が余り行われていないというのは農業と同様の傾向でございます。授業の充実のために取り組んだ工夫を幾つか御紹介をさせていただくと、先ほど申し上げたように、新聞記事等というものは様々な科目で出てくるんですけれども、情報技術基礎に関して言いますと、次の62ページのところにありますが、上から二つ目の黒ポチで、発明協会や弁理士会と共同して行ったというような回答も見られたというところでございます。

また、中ほど、カの「建築法規」という科目もでございます。この授業になってまいりますと、法令集の活用であるとか、あるいは四つ目の黒ポチで言いますと、グループワークで建築基準法の改正案を考えさせたというような、かなり思考させる学習というものも実際行われているというのが実態としてあるようでございます。

右側、商業について次に御紹介をさせていただきます。ここでは、特に法とのかかわりの深い「経済活動と法」について、詳しく御紹介をさせていただきたいと思っておりますけれども、63ページ下の段が先ほど同様に重要度合いに関する質問でございますけれども、経済活動と法というものはやはり「たいへん重視した」、「やや重視した」という回答の割合が非常に高くなっている、重視すべきという考えが非常に多くなっている科目となっております。

65ページを次に御覧いただきますと、教材の使用状況に関しましては、一番多いものは72.4%で「教科書に即した副教材」なんですけれども、「新聞記事等」というものも58.0%で比較的多く回答が出ているというところが特徴と言えるかと思えます。

あわせて、この65ページの下のところでは、どういったテーマ・内容の教材があると授業に使いやすいか、便利か等のお尋ねをしております。上二つ、太文字にしておりますけれども、ここが比較的回答が集中したものでございます。自由回答ではあったんですけれども、日常生活に関する法や消費生活に関する法でありますとか、商事法に関するものを要望するという意見が多く見られました。ただ、商事法とこちらでくらせていただいたところにつきましては、特商法に関しての記述も多くございましたので、消費生活法というところと若干重なる領域、ということになると思えます。いずれにしても、主としてこの2点が多く回答として挙がってきたところでございました。

それでは、少し進めさせていただきますと69ページを御覧ください。この「経済活動と法」という科目に着目して質問をしておりますけれども、この授業を行うに当たってどういった苦労があるのかという御質問をしております。これについては、「法に関する知識が多く求められる」というものが50.8%で一番多いんですが、これに次いで「生徒の学習意欲及び理解度の向上」というものも多く回答されたところでございます。

まず、1点目の法に関する知識に関しては、69ページ目の下の自由回答の囲みを見ていただければと思うんですけれども、他教科と重なる部分の調整が必要であるというところと、二つ目の教員自身が専門教育を受けていないので知識が不足しているんだという回答、これも複数見られたところでございました。

また、生徒の学習意欲・理解度につきましては、次の70ページをごらんください。上から8行目ぐらいのところから書いておりますけれども、この科目は主に3年次に配当される科目となっております。その事情に絡めた回答が多くあったんですけれども、三つ目の黒ポチでございます。3年生配当であると、生徒が進路を決定して以降、秋・冬の授業になると思いますが、授業に参加するモチベーションが保ちづらくなってしまいます。あるいは、就職希望者に比べると進学希望者はこの授業、科目を学ぶ意欲がちょっと低いんじゃないか、というふうに先生は感じているというところが回答として見られたところでございます。また、生徒がもっと興味を持てるような例題、事例が欲しいというような回答もここではございました。

右側71ページ目には、この科目を担当するのにもっと必要な知識というものがどういったものであるのかというものをお尋ねをしたんですが、複数回答でお尋ねをしている、当てはまるもの全てというものは、どれも多く回答が集まっておるんですけれども、どれか一つ重要なものを選んでくださいというこの斜線の棒のほうを見ていただくと、具体的な事例というものが一番欲しいというものが今回の回答として特徴だったと思います。前のページでも御紹介したように、授業を進めるに当たっての事例集であるとか判例集のようなものが欲しいという回答が多く見られたところでございます。

次に、73ページ目でございます。この科目を担当する教員の学歴でございますけれども、要は法律に関する高等教育を受けた者がいるかというお尋ねをさせていただいたんですけれども、この図表75を見ていただくと、基本的にほとんどないということでございます。下に、実際の内訳として書かせていただきましたが、回答校においては95%以上が、担当教員においては法律の高等教育は受けていないというところが実態でございました。こういったところもあって、先ほど御紹介したような、教員が専門教育を受けていないというところが出てきているんじゃないかというふうに思われるところでございます。

最後に、88ページ目以降に考察としてまとめさせていただいたところを、簡単に触れさせていただきます。

88ページ目の一番下の3-3、考察。「法教育に関する情報発信の充実」というふうに書かせていただいておりますけれども、次のページ89ページの頭まで見ていただきまして、生徒が身近に感じて、契機として法教育に関する理解を深めていけるような事例というもの、あるいは、ほかの学校がやっているような先進的な取組というものを御紹介していくというところを求める意見が多く見られております。そういったところを考えますと、やはり法教育に関する情報発信・情報提供については、より一層の充実が必要ではないかというふうに考えられます。先ほど御案内したように、大半の教職員は法律の高等教育を受けておりませんので、まず、学習指導要領上の法教育の位置づけがどういったものであるのかというところから学校現場におろしていくというところが必要なのではないかというふうに考えられます。

(2)の「教職員研修の充実」でございますけれども、今申し上げたように、高等教育を受けている教職員が少ないという中では、やはり研修・教育の機会というものも重要でございます。中ほどにも書かせていただいておりますけれども、しかしながら、学校現場としては時間的な余裕がなかなかない、そういったことから、研修を開催できない、あるいは派遣できないというところがございますので、なかなか法務省あるいはこちらの協議会だけで一

朝一夕にできるものではございませんけれども、教育委員会等との連携において教職員研修の充実というものが需要ではないかというふうに考えられるところでございます。

(3)の「教材の開発・提供」と書かせていただきましたけれども、先ほど申し上げたように、一番多く扱われている授業においては、教科書あるいは教科書に即した副教材の使用というところが多く使われている教材ということでお示しをしておりますけれども、これ以外にも様々な教材というものが開発、提供されていく必要がもっとあるのではないかと。実際に特に、経済活動と法に見られるように、具体的な事例等も求めているという意見が多く見られましたので、こういったものをもっと提供していきまして、学校現場においてロールプレイングですとかディスカッションを行うのに便利なような教材というものも、今後は提供していく必要があるのではないかと、このように考えられたところでございます。

こちらからの御案内は以上でございます。

小粥座長 どうもありがとうございました。

それでは、皆様から御質問などがあれば、リベルタス・コンサルティング様にお尋ねを、この機会に可能かと思いますが、いかがでしょうか。

委員の皆様からまずさしあたりございませんようでしたら、お隣の萩本部長から。

萩本部長 皆さんお考えいただいている間に、私から1点お尋ねします。

今回この協議会で、視聴覚教材の作成が話題に上っていますので、そういう観点から今の御報告を伺いました。各科目ごとの御報告でもありましたし、この86ページから88ページにかけてのまとめのところでも、各科目それぞれ教科書以外の教材の使用状況として、ビデオやDVD等の視聴覚教材が割合的に高い科目も相当数あるということがわかりました。

ただ、見ていますと、回答に当たってここに丸をつけるのか、「新聞記事等」あるいは「その他」に丸をつけるのかは、何か回答者によってまちまちなのかなという印象もありまして、例えばですが、公民のところにある28ページを見ますと、上から3行目、4行目にかけて、その他として「ニュース素材(TV、ネット等)」とあるんですね。これ、要するにテレビのニュースを流すというのは、「新聞記事等」ということでニュースを題材にしたという見方もあれば、ビデオを撮ってビデオを教材として使ったという分類もあれば、恐らく「その他」と書いてあるということは、この回答者が「その他」としてニュース素材を掲げたと読めるのですけれども、そのあたり、回答に当たってこの新聞記事等、ビデオ・DVD等視聴覚教材、その他の仕分けがどのようなことになっているのかといったあたりの補足説明をいただければと思います。

リベルタス・コンサルティング 今、28ページ目の例示として御紹介いただきましたようなものが実際として出ておりますけれども、「その他」としてお示しをしているのは、これまさに先生方が手書きでこれを使いましたというものを書いているものでございます。こちら側、集計に当たっては、明らかに新聞記事とほぼ言い切っているようなもの、新聞記事に準じるようなもので仕分けができるものについては、そちらに自由回答も戻しているんですけれども、今まさにおっしゃっていただいたように、ニュース素材あるいはというような、物によってニュースソースという意味が、新聞なのか、要は視聴覚教材としてこれを見せたのか、映像素材としてというふうに先生が捉えているのかというのがちょっと不明確なところに関しましては、その他のままで実は処理をさせていただいているというところでございます。

ですので、基本的には、視聴覚教材となっている、要はもともとの設問の視聴覚教材、こ

の選択肢については「ビデオやDVD等」と書いておりますけれども、各学校によって基本的にはパッケージされているような、CDのディスク化されているようなものをイメージされて回答されているんですが、実際、これ公民以外にも幾つか見られたんですが、ここにもありますが、インターネット動画というものが実際あったりいたします。これについては、例えば今、多分Y o u T u b e等のもの、著作権に触れない範囲のものでということだと思いますけれども、これについては、いわゆる学校教材としての視聴覚教材とちょっと別物であるというふうに多分捉えてあえて書かれているんであろうということ、弊社のほうで集計する際には組み込むことはしないようにしております。

萩本部長 あわせてよろしいですか。同じようにそういう観点から気になるのが、もう1カ所ありまして、44ページ、これは情報の科目でしょうか。44ページの真ん中あたりに、この「I P Aの映像コンテンツ」とか「警視庁制作のビデオ」とかいった記載があるわけですが、その上の枠内の真ん中あたりに、「オンデマンド等でたびたび更新される教材」というのがあった後に、「DVD教材は数年で陳腐化する」という記載がありまして、これは気になる部分だったのですけれども、これはこれ以上の記載はなく、これだけなのでしょうか。あるいは、これは要約して書いているが実はこういう記載だったみたいなことがありますでしょうか。

リベルタス・コンサルティング この回答に関しては、実は語尾を丸める、ほぼこの程度しかお書きはいただいていたはずでした。

小粥座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

江口先生、お願いします。

江口委員 これ、普通学校も担当されましたよね。

リベルタス・コンサルティング 普通学校は昨年度の別委託なので、別の業者がやっております。

江口委員 ああ、そうですか。じゃ、僕が調べます。どういう傾向の違いが出たかというのをちょっと確認したかったので、と思いましたが。

小粥座長 アンケート先の生徒数というのはどこかには出ていないでしょうか。具体的には、商業科で「経済活動と法」を勉強する人が何人ぐらいか、高校生のうち何割ぐらいいるのかということを知りたかったのですけれども。

リベルタス・コンサルティング 生徒数に関しては、今回調査としてはお尋ねはしておりません。

小粥座長 そうだったんですね。すみません。こちらにも責任があると思います。

中保部付 江口先生から御指摘いただいた点につきましては、我々、前回の報告書とまだ緻密に突き合わせができていないわけではございませんが、我々が今のところ検討している分析としましては、88ページ以降の考察に掲げられているような、法教育について、法律そのものをやはり教えるというところにまだ現場は重点が置かれていて、我々が今考えているような法的な物の見方・考え方を身につけさせようという、そもそも法教育の概念自体がまだ浸透していないというような指摘のところは、まず共通しており、そのためにはやはり情報発信が大事だということ、やはり共通した問題意識が見られるところです。

また、教職員研修の充実や教材の開発というところにつきましても、やはりいろいろな教

科がある中で、負担なく法教育というものをやはり法的な専門知識がない方、大半ですけれど、そういう方でも法教育について負担なく実施できるような状況が求められている、そのためには、やはり教材の開発や提供、及びその教職員の研修というところが重要になってくるところは共通していると考えております。

さらに、教職員の研修については、研修があることの広報も含めて、あとは多くの教員の方が参加できるような研修の場に、法教育の取組についてアピールできる機会を広げていくべきだというような、大きな方向性のまとめにつきましては、前回の普通科の分析の方向性とおおむね同じ方向性を向いているというところまでは、今我々のところで分析しているところでございます。

小粥座長 調査研究の結果そのものではなくて、橋本先生に教えていただきたいことがございます。これで調査が一巡したと思うのですが、これらの調査結果を全部まとめて、PRかたがた整理するとか、あるいは現在の学校教育における法教育の現状というようなサーベイみたいなことが、法教育を研究する業界において行われていたのか、あるいはこれから行われるであろうというようなことがあるのでしょうか。もしなければ、そういうことがあってもいいのではないかなという気がするのですが。

橋本委員 江口先生にも補足していただきたいんですけども、日本の法教育の研究の中で、こういう形でサーベイした研究は、僕が知っている限りではなかったと思うので、研究する意義はあると思いました。

今日の特に専門学科、総合学科の高校を対象とした研究というのは、恐らくほとんどやっていないので、興味深く聞かせていただいたし、商業科でいうと「経済活動と法」という科目の授業については、僕も免許更新講習をやっているときに、商業科の先生が免許更新講習をわざわざ受けに来られたのですが、教科書以外の教材がなかなかないので、その教材を収集することが目的だったようです。いずれにしても、そういうニーズがあるということは、このデータで裏付けられたということだと思います。

小粥座長 すみません、突然の質問で。ありがとうございます。

江口先生いかがですか。

江口委員 法務省が小中、それから高校2タイプとやりましたので、これをもとに一定程度のエビデンスができたと思って、例えば法教育推進のために、例えば100校プロジェクトみたいな形で小中高の2タイプとかという形で実践的にやろうとかという、そういうところまで踏み込めるかどうかということを勉強したほうがいいというか、調べたほうがいいですよ、これね。ここ4年間分をちゃんと見てですね。

最初のデータはもっと多かったし、多分中学校ももっと多かったわけですから、意外とそこから相当のことを読み取れるような感じがするんですけどね。ただ、私も真面目にはやっていません。

小粥座長 今の100校プロジェクトというのは何ですか。

江口委員 いやいや、一つのアイデアとして。エビデンスを、エビデンスをといつも言われているから、エビデンスから見て、こういう行動になっているので、ここをこういう教育したらどうですかという形で、データを読み解いていったほうがいいのかなと、ふと思いつきながらやっていました。

小粥座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

中保部付 今、江口先生の御指摘いただきまして、今まで実践状況調査については、おおむね教材の作成のためにやっていたところもございました。でも今、先生の御指摘いただきましたように、報告書の中には、法教育の普及・推進とか、教材の作成以外の観点からも重要なファクトというか情報があると思っっているところがございますので、この情報をもう少し分析して、その法教育の普及というところにかしたいなと思っっているところがまず1点と。

また、やはり、先ほど違う文脈ですが情報の陳腐化というような話もありましたので、これを踏まえて新たにどんなことを調べていかなきゃいけないのかというところも考えていかなければいけないと思っっております。例えば、小中学校の教材というものを推進協議会の先生方の御尽力でつくっていただきましたけれど、それがどれぐらい普及しているのか、利用勝手がいいのか、悪い面も含めてですね、そういうところも含めて今後新たに調査をやっっていかなきゃいけない面というのもあると思っますので、そこら辺りも先生方のアドバイスやお知恵を頂きながらやっしていきたいなと思っしております。

重複になりますけれど、この報告書に上げられている情報については、もっといいかし方があると思っますので、それは先生方のお知恵や座長とも御相談させていただきながら進めていきたいと思っしております。

小粥座長 そのほかに特にございませんようでしたら、リベルタス・コンサルティング様には、調査の報告をありがとうございました。

リベルタス・コンサルティング ありがとうございました。

小粥座長 それでは、次の議題であります、「高校生向け教材・小中学生向け視聴覚教材の作成について」に移りたいと思っます。

本件に関しましては、私のほうで座長試案という形で考え方をまとめまして、事務局にその検討をお願いしております。その概要等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

中保部付 事務局から御説明をさせていただきます。

この関係につきましては、小粥座長に御尽力いただきまして、座長試案という形でたたき台をまとめていただいたところがございます。その内容について、事前に各委員の先生方には配布をさせていただいて内容等を御覧いただいているところもございまして、重複になる部分もあるかとは思っますが、重要な施策でございまして、座長試案の内容について御説明をさせていただきたいと思っます。

資料4を御覧いただければと思っます。

まず、教材作成につきましては、今まで推進協議会及び広報部会でいろいろ御議論いただいたところございまして、それを踏まえて、1の基本方針にありますように、推進協議会に教材作成部会というものを置かせていただきまして、同部会において、①としまして、高校生を対象にした法教育授業において活用できる教材例、②としまして、平成25年度に作成しました小学生向け教材例と、平成26年度に作成しました中学生向け教材例につきまして、これを活用した法教育授業において使用できます視聴覚教材を作成する、という基本コンセプトのもとで進めていきたいと思っているところがございます。

続きまして2で、作成する教材例の内容につきましては、まず、(1)高校生向けの教材例につきましては、アの目的というところに掲げさせていただいておりますが、やはり法教育

という、法律そのものを教えるというところにやはり重点が学校現場で置かれているところもございませう。そこで、教材例を活用した法教育授業を通じまして、高校生が法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、我々がよくお話をさせていただく法的なものの考え方というものを身につけることを促すことを目的としたいというふうに考えております。

法的なものの考え方と言ったときに、なかなか抽象的でわかりづらい面もありますので、そこを座長と御相談させていただいて解きほぐしたところでは、まず「具体的には」という、アの目的の括弧に掲げさせていただいているところでもございますが、様々な人たちが社会の中でお互いを尊重しながら共に生きていく上で、法やルールが不可欠なものであるという規範意識や主体的に法やルールを策定し利用するという意識を育む、というものがまず1点。②で、多面的・多角的な課題について自ら主体的に考える。他人の主張を公平に理解して、多様な意見を調整して合意をつくる。③として、法やルールを活用して将来の紛争を予防、予防的な予防法務の考え方や、実際に生じた紛争の解決を図ることができる資質や能力を身につけるということ。そういう目的の高校生向けの教材をつくっていきたくて考えているところでもございます。

内容につきましては、三つから四つのテーマを選定し、先ほどのリベルタス・コンサルティングの報告にもありましたが、グループワークやロールプレイングやディスカッションといった、生徒が主体的に参加できる機会を多く取り入れたような教材を作成したいというふうに考えているところでもございます。

続きまして、(2)小学生・中学生向け視聴覚教材例でございますが、アの目的に掲げさせていただいているところにつきましては、法教育推進協議会で御尽力いただいて作成しました小中学生向けの教材例につきましては、それを用いた法教育授業の実施率を高め、法教育の更なる普及を進める。あとは、その教材例を使用した法教育授業の学習効果を高めることを目的として考えているところでもございます。

内容につきましては、次のページで、イの内容で掲げさせていただいているところでもございますが、授業者の方が時間的・心理的負担なく、手軽に教材例を利用できるというところをコンセプトとして考えているところでもございます。ハウリス君やほかのマスコットキャラクターのアニメーションや音声を多用するところをコンセプトとしたいと考えているところでもございます。

3の部会の組織につきましては、今までの小学生向け教材、中学生向けの教材の作成部会と同様に、総監修と教材執筆グループ、視聴覚教材の作成グループ、法的助言グループという大きな建てつけのもとで部会を構成して、教材の作成を進めていきたいというふうに考えているところでもございます。

4の運営につきましては、形式的なところでもございますが、活動期間につきましては、予算要求の関係もございませうので、平成30年3月までにはその視聴覚教材及び教材について形にして配布するというところを考えているところでもございますけれど、主権者教育や公共の学習指導要領の内容もにらみながらつくっていきたくてというふうに考えているところでもございます。

座長試案に関する説明は以上でございます。

続きまして、席上配布資料で配布させていただいております、教材作成部会の委員の名簿

の（案）というものを御覧いただければと思います。

この関係につきましては、1の総監修、4の法的助言グループにつきましては、後ほどまた御議論いただければと思っておりますが、2と3のそれぞれの教材の執筆グループ、作成グループのところにつきましては、この推進協議会の委員でございます橋本委員、磯山委員のお名前を書かせていただいておりますほか、各委員の先生方からの御推薦等をいただきました高校の教諭の先生や、小中学校の教諭の先生や、大学の先生を中心に先生方の名前を挙げさせていただいております。この教材執筆グループ、視聴覚教材作成グループのメンバーにつきましても、ここに挙げられている方だけに限るといえるものでは全くございませんし、それ以外の方の御推薦等も今後のテーマの協議次第ではあると思っております。なので、あくまでも本日までで頂きました、委員の先生方から推薦していただいた先生を一覧として表記したものであるということで、参考までに御覧いただければというふうに思うところでございます。

この後、小粥座長から御説明いただければと、問題提起いただけるというふうに思いますが、この教材作成部会のテーマや人選、あと、また運営方法等につきまして、先生方の方から率直な御意見等を頂戴いたしまして、よりよい内容にしていきたいというふうに考えているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

小粥座長 ありがとうございます。

ただいま、中保さんから御説明いただきました「高校生向け教材・小中学生向け視聴覚教材の作成について（座長試案）」というものにつきまして、もちろん委員名簿の（案）も含めてでございますけれども、これらにつきまして御意見、御質問などございましたら、よろしくお願いいたします。

どうぞ。

清藤委員 最高裁の清藤でございます。

拝見いたしまして、高校生向け教材例の目的のところ、今御紹介ありましたように、法的な物の考え方ということを書いているところ、全く異存ございませんで、先ほどの調査結果をちょっと思い出すわけですけれども、やはり具体的な法律ですとか個別の法律について、むしろわかりやすいのかなというふうに思うんですけれども、少し抽象的で総論的な話になると、やはり伝え方、教え方が難しいということがあるのかなと。そういうことについて、なるべくわかりやすい具体例と言いましょうか、そういったものを使っていくことが重要なのかなというふうにも思っています。ここに書いてありますような目的というところは異論ございません。

一つ思いますのは、法やルールというところですが、裁判所としてというよりは私の感想めいたところですが、法律なりルールというものの一つの大事なことは、普遍性といいますか一般性といいますか、要するにAさんでもBさんでも、北海道にいる人でも九州にいる人でも、みんな同じように適用されるといいますか、そういった公平性といいましょうか、公正であるということが一つ大事なところかなと。極めて前提で当たり前過ぎるかもしれませんが、そういったところを感じた次第でございます。

以上でございます。

小粥座長 どうもありがとうございました。

私は個人的には、アの目的というところが、法律の専門家というのでしょうか、法教育に関与していらっしゃる方の中ではそれほど異論はないのではないかという気もしておるところなのですが、どこまでそういうことが共有されているのかということがちょっとよくわからないところがございます、そのあたりについてもこういう形で、具体的な興味深い教材というものを準備していくという方向をこの試案はなっているわけですが、そのあたりについて、先生方の御感触などももしございましたらお聞かせいただけるとうれしいとも思っております。

小粥座長 岩崎先生。

岩崎委員 結局、法教育授業というふうに書かれているんですけども、法教育という当然カテゴリーはカリキュラムの中にはなくて、どこかの教科等の中、科目等の中で実践することになるかと思えます。ここで書かれていることは私このとおりでと思うんですけど、実際に例えば高校といっても本当にいろんな高校がある。いろんな生徒たちがいる。どこを的にするのかというところが結局考えざるを得ないと思えます。

全体を的にすると、まずそういうものというのはなかなかつくりにくい。例えば小学校段階ですと、まだ全体を的にしたようなものをある教科で使えるようなものというのはつくりやすいかもしれませんが、中学校、高校となっていけばいくほど、全体でどこでも教えられるもの、使えるものというのはなかなか難しいんじゃないかなというふうに思っています。

もう一つは、先ほどから話題に出ている知識とかだけじゃなくて、いわゆる法的な物の考え方ということなんですけど、これは結局、例えば中学校の公民で言いますと、公民的資質というものが何なのかということ、この公民的資質にかかわる説明は、学習指導要領の解説にはいろんなところに書かれているんですけど、公民的資質そのものについて、公民的資質は何かということ、昭和44年の小学校指導書社会編以降、多分明確に書かれていないと思うんですね。

実際に、学校現場でどんな授業が行われているかと言うと、学習指導要領があって、教科書があって、教科書で授業をするわけですが、もう一つは子供、保護者側のニーズがありまして、「生きる力」だとか「確かな学力」といっても、実際には、保護者、子供側はやっぱり受験で合格するための勉強だろうと、そのために、いろんな知識や技術を身につけなければいけないというものが、中心的な意識としてあります。また、学習指導要領に示された内容が、たくさんの知識や技術も身につけさせなきゃいけないものであるという現実もある。

だからその中で、法的な物の考え方というのは、公民的資質の重要なある部分だと私は思っているんですけど。例えば、義務教育段階においても、義務教育なんだから国民が等しく身につけさせなきゃいけないものを身につけさせるというのが義務教育だと思いますけれども、そこで身につけさせなきゃいけない公民的資質は何なのかというのを、これは法務省の担当ではないと思うんですけど、そういうのがやっぱり明確にされて、それがしっかり資質や能力として身につかせていくということ、私は、もう一方のほうで明確にする方向があって、その上でこのような教材が出てこない、実際には活用が進まないのではないかなというところは思っております。

何か大ざっぱな話をしてしまいまして、申し訳ありません。

小粥座長 ありがとうございます。

中保さん、ございますか。

中保部付 質問に質問で返すような形で大変恐縮ですけれども、確かに先生おっしゃるように、全体を的にするとぼやけてしまうんじゃないかというところがまず1点ありますし、何でもかんでも欲張ってしまうとうまくいかないなというふうには個人的には思っているところがございます。そういうときに、この高校生向け教材を、どこをターゲットにするのがいいのかというところは正直私どもではなかなか考えも至らないところもございますので、そこら辺りをまず岩崎先生に、例えばこういうのが考えられるんじゃないかということをお願いした後に、各先生方からまた御意見を頂くと、ありがたいなというふうには思っているところがまず1点でございます。

公民的資質のところにつきましては、やはり学習指導要領とのリンク等も含めて、実際に現場で使用してもらわないと、我々教材をつくる側として意味がないという結果になってしまいますので、そこはきちんと意識して、求められる資質や学習指導要領との関係等も意識して今後つくっていききたいというふうには考えているところがございます。その関係では、文科省の樋口先生等の御指導等も頂きながら考えていききたいと思っています。

小粥座長 ありがとうございます。

岩崎先生、いかがですか。

岩崎委員 高校ですと、こちらの御専門の方がいらっしゃいますが、後の学習指導要領のことなんですが、例えばこの前、後でも写真が出ている模擬裁判の授業が高田先生と鈴木検事さんでやっていただきまして、ああいう授業というのは子供にとって学ばされている感がないんですね。やりたいんですよ。どんどんどんどんやりたい。だからつまり、子供が学びたい、活動したい、考えたい、そういう授業なんですけれども、実際の教科の学習の中では、学ばなきゃいけないものも多いわけで、それが子供が学びたいかどうかは置いておいて、学ばなきゃいけないものがたくさんある、学校教育というのは。とてもたくさんあります。

ただ、実際には、例えばここの法的な物の考え方を身につけるとか、またそれを実際に実感を伴って身につけさせていくような、また子供が意欲を持って主体的に、自分の知識や思考力をフル活用するような授業というのは、おもしろい授業はいっぱい考えられるし。例えば、今回のこの教材DVDも、まさに子供がアクティブに学んでいくような授業を想定されていると思うんですけど、こういうことはやらされている感がなくて、子供はやりたがると思うんですね。

そういう授業はとても重要で、先ほども言いましたように、こういう教材をつかって、DVDも使って活性化していくことは大事なんですけど、まず、そういうものが学校教育、日本の場合は、学習指導要領というナショナル・スタンダードの中で、時間も確保されてしっかり位置付けられているということがないと、やはり実際には活用する人がいなくなってしまいうんで、重ねてで恐縮ですが、やはりトータルでそういうことも含めて、全部をよりよく改善していくということを強く推進していくことが必要じゃないかなというふうに思います。

高校のことは、きっと猪瀬委員がお詳しいんじゃないかと思うんですけど。

小粥座長 猪瀬委員、それでは御指名です。

猪瀬委員 私のほうからは、例えば今、法教育授業というカテゴリーがあるのかという最初のお話のところからすれば、勝手にと言ったら変ですけど、公民科の授業の中でやるものというふうに、実はこの席に座ったときからちょっと思っていたものですから、いろんなカテゴ

リーがあるなど。

先ほど報告いただきましたこの報告書の中にも、例えば農業高校というのは専門高校であっても、公民科の授業は1年生でやっていて、その上に農業や工業の専門の教科があつてということで、ニーズがあるということも改めて知って、私としても新鮮だったんですけども、そういう意味でもやっぱり専門高校でも公民の授業はベースにあるので、そういったところでやると正直なところ思っていました。

今、岩崎委員からもありましたけれども、基本的に公民的な資質というものをしっかり固めて、その上でというのが本来なのかもしれませんが、私なんかはどっちかという、逆に自分がこういうのやりたいというのがあつたときに、それをカリキュラムの中にどう落とすか、例えば学習指導要領やそういったものにどうやって関連づけるかといった、つくり方をしていましたので、やり方によっては、この教材をどう先生方が使うのかというのは意外に自由度は高いのかなと。ただ、その大枠というのは、学習指導要領含めて、授業のどこの部分でどんなふうに使えますよというようなフォーカスとか焦点を当てた上でつくられるということになると思いますので、先生方の使い方というのはかなり高いと思っています。

ですので、高校においてその法教育を扱う場面というのはたくさんございますので、私はいつもこの「はじめての法教育」とか「私たちと法」とかを参考にしながら授業をやるわけですけども、そういったものをどこの学習指導要領の位置付けにするかということは、先生方の捉え方というか位置付け方によっていくという気がしますので、本来的には形づくった上での教材がいいのかもしれませんが、現場の先生方は工夫されているので、必要な教材があれば、先ほどの広報やあるいは周知が必要だという部分と関連するんですけども、関心のある先生方のところへ届くと思います。

小粥座長 どうもありがとうございました。

岩崎委員と猪瀬委員とで少しニュアンスが違うような気がいたしましたけれども、ある程度、具体的な教材でないと使いにくいというか、学習指導要領のどこに対応し、教科書のどこで使えるのかということをはっきりさせないと使いにくいというのが、岩崎先生のおっしゃっていたことの重要な部分かと思いました。猪瀬委員のおっしゃることは、もう少し柔軟でもいいのではないかと。しかし、どこで使えるのかがはっきりしていたほうがよい、そういうふうに理解しますと、それほど距離はないのでしょうか。優秀な教員であれば、教材が漠としていても大丈夫だということですか。

岩崎委員 例えば、これ高校と小中あわせて書かれているので、例えば何をしたいのかという狙いの部分だと思うんですよ。

小粥座長 さしあたり目的は高校の教材を念頭に置いています。

岩崎委員 そうですか。その高校の教材を念頭に置くときに、いろんな先生方います、現場は。一生懸命やっている人が、それへの関心の高い人が活用できるものであれば活用するというのはこれ当たり前の話であつて、問題はより多くの先生方が活用して、子供たちに届くかどうかということになってくると思うんですね。狙いからすると、多くの高校生のところまで届かないと。ということを狙いにするんだつたら、いろんな子供たちがいて、いろんな先生方がいますので、十分そこを検討されてつくったほうがいいのかと考えます。

例えば、東京都は「人間と社会」という教科、科目を立ち上げました。樋口先生にも御指導いただいたところですけども、中身はいっぱいあるんですが、学校設定教科、科目で、

東京都では全校で来年度から実施します。教科書もできましたので、内容を学校で選んで実施できるような、最低四つはそこから選ぶ、いろんな内容があるんですけども。例えばつくる教材が、先生方によってタイプを選べるというんですかね。子供たちの実態や先生方のやりたいことに応じて、同じ内容を扱っているんですけども、バリエーションというんですかそういうのがあると、ちょっとそれをつけてあげるとやりやすいのかなと、そういうふうに考えた次第です。

小粥座長 江口先生、お願いします。

江口委員 岩崎先生が言われたところは、ここにいらっしゃる教育系の人々は平成17年前後からかかわっていますから、法教育の原理・原則みたいなところを一定程度、「はじめての法教育」を議論するときには共有しているんですけども、あれから10年近くたっていますから、原理・原則の部分がなくて単発でほんと教材が出られても、これどういう意味なんだという話になってくるので、その部分に関しての書き方を、一定程度共有されたらどうかというメッセージだと思えば、僕はそんなにおかしなことじゃなくて。ただし、どう共有するかというのは相当難しいんですけど。

アメリカでは、全ての人間に平等にある法教育を大原則にしながら、メイキング・ディファレンス、差別化して差異化してそれぞれの団体でいい教材をつくってくださいよと、それに関して国は若干の支援をやりますという構図の中で進めたわけですから、原則としては、全ての子供たちをターゲットにしながら、かつ個別具体で役に立つような教材をつくるという、そういう原理・原則、最初に掲げて、書かれて、以下ここやるよと。小学校、中学校今までやったんで、それも参考にしてくださいというような、そういうページがあって、そして展開するという構図に持って行ってくださいという感じだと思います。

小粥座長 貴重な御意見、どうもありがとうございます。

そのほかには、いかがでしょうか。

稲川先生、お願いします。

稲川委員 この座長試案の高校生向け教材例の目的のところ、これまで法教育とはという定義で基礎となっている価値を理解し、法的な物の考え方を共有すると、そこは何となくみんなそうだなと思っている中で、この法的な物の考え方について、この①、②、③というのを今回特出しした、その理由なり背景、もうちょっと聞かせてくれるとありがたい。

というのは、小中学校のところの目的はそこは何ら触れていなくて、高校のところだけを特出ししている形になっていますよね。それが、今回の高校の分析、二つやって、普通科と専門学科を見て、より具体的で多様性のある方向にある程度ニーズを求めているようなところを感じられますので、そういうことを意識したのかどうか。逆に、この①、②、③という形で、法曹の内部でも固まっているのかどうかわかりませんが、何かターゲットが広がり過ぎて逆にわかりにくくなりやしないかなという思いもあります。

例えば、私なんかは、昔からいろんな人に教わったり、自分でも今言っているんですけども、やっぱりその法律的な物の考え方というのは、対立する利益の調整みたいなところが一応わかりやすく、それは時代によって変わるんですけども、その対立する利益がどういう背景があって対立しているのかと。そこを調整する手段、いわば潤滑油としての法律みたいなものは、どういう利益とどういう利益をどういう観点から調整するのか。そういったものを理解した上で主体的にかかわっていかうと。それがまさにここに書いてあるような、

規範意識も生むし、あるいはみんなでの合意形成の中でどこまでは入れて、どこまでは妥協するかというふうにつながるし、予防にもつながるのかなという、出発点がそこだと思うんですね。

だから、そういう基本を徹底的に一回みんな共有しましょうと。その上で、特に高校生の場合には、普通科高校でもやるような一般的な対立する利益の調整の問題としての、具体的な事例、あるいは、さっき専門学科のほうを見ていたら、我々から見ても非常におもしろいなという感じで、知的財産のところなんかもそうですし、スマホの使い方もそうですし、耐震偽装の問題じゃないですけど、ああいう建築基準の問題も、いろんなコストの問題とこの安全の問題の調和の中でどこまでがぎりぎり許されてどこまでがだめなのかという、事例をつくろうと思えばいろいろつくれる事例が出てくると思うんですね。その全ての共通する基本的な価値をもう少しシンプルにしてもいいのかなという気もしていて、ですから、ここを三つ広げた意図と趣旨というのをもう一回説明していただきたい。

小粥座長 基本的にそんなにとがったことを言おうとか出そうというつもりはございませんで、これまでの、先ほどの猪瀬先生のお手元にある教材などを見ながら、その延長線上でこういうふうにとまとめているつもりです。それで、具体的に書いているという趣旨は、私の理解で、法制部の理解はまた違うかもしれませんけれども、ある程度具体的にこの目的というのを書いていかないと、実際に教材をつくるグループの方々がここから何を伝えればよいか困ってしまうだろうと考えたということで、具体的に書くということを心がけたつもりです。

それから、三つ目、最後ですけれども、稲川部長がおっしゃるような法のイメージというものに対して、私は個人的には反対です。つまり全て利益衡量だということになりますと、そこに、つまり法の要素の中に入っているはずの正しさというものがどこから出てくるのかという大問題が出てきてしまいます。法的な考え方というのは、こっちとこっちに困っている人と困っている人がいて、どちらか可愛そうかという天秤だけでは私は絶対にはないはずだと思っているくらいです。なので、そういう形でまとめるとしたら、私は強く反対です。

稲川委員 多分、ここは実務家と学者の本質的な違いでそれはよくわかっているつもりなんです。ただ、先ほど言ったように、いろんな視点で既にでき上がっている教材を分析して、例えばこういう角度からやるとわかりやすいという目的的な考えでもう少しわかりやすく三つで説明したというんだったら、賛成です。

小粥座長 事務局から。

中保部付 法的なものの考え方というものをどのように整理するかについては、いろいろな意見があると思っているところがございますけれども、今までの小学生向け教材、中学生向け教材につきましても、基本的にはこういうコンセプトのもとにつくられているところを共通の土台として、高校生向け教材について新たなテーマ設定をして教材をつくっていかなくちゃいけないという面もありますので、あえて3つの要素を明記させていただいているところではございます。

今の話とも関連するところではあるのでございますが、具体的に三つから四つのテーマというのをどう設定していくかということが、どういうふうに法教育を普及させていくかにも非常にかかわる重要なところだと思っています。テーマ設定によっては、利用してもらえなかももらえないかということに非常にかかわってくるんじゃないかなというふうに思っているところがございます。

今まで推進協議会でも、例えば労働ですとか、そういう分野を取り上げたほうがいいのではないかとということも含めて、いろいろな御議論をいただいているところでございますが、具体的には、今後教材作成部会等を立ち上げた後に、この委員の名簿（案）に掲げさせていただいた先生方の御意見等もお聞きしながら、テーマを詰めていく必要があるとは思っているところでございます。そのテーマ等に関しまして、前回の協議も踏まえまして、何かこういうテーマ等が考えられるのではないかとということも含めて、率直な御意見をいただきますと大変ありがたいなというふうに思っているところでございますが、何かございますでしょうか。

小粥座長 実際上は、具体的なテーマ何にするのかということのはとても重要な問題だと思いますので。

中保部付 教材作成部会の立ち上げとも並行しまして、参考になるような法教育教材について事務局のほうで収集していきたい、収集しているところでございます。

具体的には、法教育フォーラムや法と教育学会の教材を収集を進めているほか、例えば今後、岩崎先生等とも御相談して進めていくことになると思いますが、実際の学校現場で使われているような法教育教材についても、どういうものがあるのかということのを収集した上で、それも参考にさせていただいて、今後またテーマ設定については御議論いただきたいと思っているところでございますが、あくまで今の段階でこういうものが考えられるんじゃないか、今日の調査研究の報告書も踏まえてこんなことがおもしろいんじゃないかということももしあれば、お伺いできればなというふうに思います。

小粥座長 いかがでしょうか。

村松先生、お願いします。

村松委員 今までの議論を伺っていた感想も含めて少しお話ししたいんですが、この目的のところで、「法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方」云々かんぬんと書いてあります。この法的な物の考え方の①、②、③について、今、議論されてきたと思うんですけども、まず教材作成部会の方にお伝えいただく上で大事なと思っているのは、「法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し」というこのところなんだろうと思っているんです。今回、特出しして①から③が出てきていますが、①から③はどっちかと言うと活動的な問題であって、その前提となる「価値を理解し」というところは知識理解ですから、これらが両輪となって教材をつくっていくというところは、一つ押さえたいほうがいいのかなと、議論を伺っていて思いました。

そうなってくると、どこでやるのかというのは、最後は教育関係の方々と詰めていただくことなのかなと思うんですが、法的な知識理解が入ってくるとなると、どうしても公民というところは外せないんじゃないかなと、私は思っているところです。

そういう観点で、どういったテーマかということになると、やはり社会の枠組みを理解するところは必要になってきますので、大前提の立憲主義あたりはテーマとして入れていただけるといいんじゃないかなと思っています。

小粥座長 ありがとうございます。

樋口先生、お願いします。

樋口委員 今の高校の目的のところが議論がなっていまして、ここは非常に重要な部分であろうかなと思います。今後、広めていくというときには、やはり学校現場が受け入れやすいも

のでないといけないということも、今の議論のとおりであろうと思います。

その際、どうすれば受け入れやすいのかといったときに、今の教育の動向を踏まえていただいて、その動向に乗る形であれば受け入れやすいと。つまり、中央教育審議会で各教科等において育成すべき資質能力と、このことが急テンポで議論されております。これは、各教科ごとに固有の見方や考え方とは何なのか。それが小中高を通じてどのように育まれるのか。あるいは、資質能力についても三つの柱で整理をしようということでやっております。

その三つの柱というのが、一つ目の柱は、何を知っているか、何ができるか。この知識にかかわるところですけれども、二つ目の柱が、知っていること、できることをどう使うか、という2点目。まさに思考、判断、表現にかかわる部分であります。3点目として、そのことを用いて、どのように社会とかかわり、よりよい人生を送るか。この情意・態度にかかわる部分であると。

そのような見方でここを見てもみますと、この「価値を理解し」、これが何を知っているか、何ができるかに当たるのかなど。次の「法的なものの考え方」の中の②、③のあたりは、知っていること、できることをどう使うか。そして、①がどのように社会とかかわり、よりよい人生を送るか、ここに当たっていくのかなというふうに読んだところです。

そのように整理をしていきますと、今の教育課程の改訂の動きとも合致してまいりますので、そうすると、各教科の中でどのように扱えるのかということところが、まずは明確になってくるかと思えますし、公民的資質とは何か、このことも今これから議論されると思っておりますので、そのようなところを踏まえて教材作成を進めていただければということをおもっております。

もう1点、公民科が中心になるのかなと思うわけですが、一方で、法教育を広めていくためには、他の教科等においてもやはり法教育を進めていく、そのための教材を提供するという点も必要なかなと思っております。そうしたときに、ここに情報科ですとか、家庭科ですとかの先生方のお名前も挙がっておりますけれども、そのような方々に仮に教材を御執筆いただく場合には、やはり法的なものの見方を家庭科で教えてくださいねと言ってもなかなか難しいところがありまして、まず家庭科の狙いを達成します、その達成するとき、このような法的な視点を入れたらよりよく充実した授業になりますよというようなことが教材の中に書かれると、スムーズに使われるのかなというふうに今、感じています。

小粥座長 樋口先生、ありがとうございました。

これは、座長試案というのは、これは今日、確定版をつくる必要があるのですか。

中保部付 必ずしもそういうわけではございませんので。今日いただいた意見を踏まえて、実際4月に立ち上げることを予定しておりますので、それまではまた御意見いただければ、それはそれで適宜修正することは可能でございます。

小粥座長 つまり、これは協議会で御了解をいただく文章の形にする必要があるのか、それとも、特にそういうものではないということでしょうか。

中保部付 基本的に協議会に教材作成部会をつくりますので、先生方の御理解をいただいて、御了承いただければなというふうに思っているところです。

小粥座長 わかりました。

萩本部長 大きな方向性として、こういう教材をつくりましょう、こんな形で部会をつくってやっていこうというところの御了承がいただければ、目的についてはこれだけ議論が

あるわけですから、何かこの場でフィックスしなきゃいけないとか、御了解いただかなきゃいけないということではなく、教材をつくる中でなおもんでいくということで、そこはいいのではないかと思いますけれども。

小粥座長 鈴木先生。

鈴木委員 私はこの目的書いていただいて、ありがたいなと思っています。フィックスさせるかどうかはともかくとしてですね。

というのは、最初の「はじめての法教育」をつくったときもそうでしたけれども、教材をつくらなければいけないということになって、集まった先生方、館さんもいらしたわけですが、皆さん、最初戸惑われたと思うんですね。法教育という言葉で何かを始める。館さんも若干、江口さんから法教育の内容を聞かされていたからあれですけども、どんなようなものをつくるのかという部分についてですね。今、だから樋口さんが言われたような、どういものをつかってほしいのかと伝えるために、やはりこういう目的とか何か狙いを伝えなきゃいけない。ただ、そこが学校の先生方は指導要領や何やかんやで、何やかんやと言っちゃあれですけども、今やっていることとどう結びつくのかというところがなかなか腑に落ちないところもあると思うので、そこをうまく伝えるような間に入る人が、多分法律家側だけで言っていると、また勝手なことを言っているとしか聞こえないので、教育現場の方あるいはその教育の関係者のところで翻訳をしていただいて、やる必要があるだろうと。

その意味で、こういった目的とかいうものを一応置きながら、どう伝えるのかということ工夫する必要があるだろうと。この目的というの、先ほどから出ていますように、これまでずっと議論してきたことの多分蓄積の中に乗っているんだと思いますので、ある程度ところで、フィックスかどうかは別にしてイメージがあると思いますので、それをうまく伝えていただくというような工夫をしていただければよろしいかなと思います。人選その他はもうお任せしますけれども、そういった方にいかに伝えるかが実は大事なところかなというふうに思いました。

小粥座長 どうもありがとうございます。

そのほかに御意見などいかがでしょうか。

萩本部長 それでは、鈴木委員からもお話がありましたので、もう少し補足させていただきますと、私自身、司法法制部に来て初めて法教育に直接関与するようになって、実は思うことがたくさんありました。今もそうですけれども。

と言いますのは、古く法教育研究会からそうですけれども、先ほど村松委員からも話がありました、法や司法制度、これらの基礎となっている価値、それから法的な物の考え方という言葉がひとり歩きしているというのが、私が最初に受けた印象でした。私が法制部に来て、法教育を担当している部付とかに、これらの基礎となっている価値って何と聞く、あるいは、法的な物の考え方って何と聞いて、こう言うところちょっと怒られてしまいますが、私が納得できる明快な回答を誰一人言えなかったんですね。ですから、そこはもっときちんと書き下さなきゃだめだというような話をして、いろいろああでもない、こうでもない書いてみたところでして、まだその試みは必ずしもうまくいってはいません。

ただ、書いてみたことによって、こうして今日、様々な意見が、稲川委員からも出て、小粥座長からも出て、実はやっぱり細かく言うと違うわけですね、皆さん、考えていることが。書き下すことについては部内でも異論があって、うまく書けないんですよ、書くと異論が出

ちやってまとまらなくなるから書かないんです、みたいなことを言っているのです、そんなふざけたことを言っているから議論が深まらないんだという話を私は部内でして、まずは書いてみて、あとからよりよいものにしていけばいいし、異論があるのは当たり前だ、それをやらないで議論が深まるわけがないというのが、私の基本的な発想でして、そういう意味では、今日様々な意見が出、あるいは樋口委員からは、今の文科省の学習指導要領との関係とかも具体的な御指摘を頂けて、そこは非常によかったなと思います。先ほど目的をフィックスするかどうかが議論になりましたが、今、鈴木委員がおっしゃるように、教材をつくるためにはある程度伝わるような形で文字にしないといけないと思いますけれども、それはよりよいものにどんどん変わっていったいいと思うんですね。この段階でとりあえずスタートしても、よりよいものにしていけばいいと。こういう発想で今一生懸命我々、ない知恵絞って考えているのが実情ですので、ぜひ引き続き御意見を頂ければと思います。

鈴木委員　そういう発想だろうとは思っているんですが、そうであればなおのこと、この場所というのは教材をつくるということも一つ重要なことではあるんですけども、どういうものを伝えていくべきなのかと、今部長言われるように、そのときそのときで変わってくるものだろう、よりよいものを求めていくべきだろうということで、何年か前のに固執する必要はないんだと思うんですね。ですから、こういうものも一つの提案だと思いますので、その中で、稲川委員から私はこう考えるという意見が出ることもいいと思いますし、学習指導要領は今こういう考え方を持っていますよというのを伝えていただけるのも、すごくありがたいと。今日は本当にいい情報がというか、いい話が聞けたと思っております、こういった議論をする場にあってほしいなというふうに思っておりますので。

法制部のほうは、書き下したものを何かたたき台をつくらなきゃいけないからと頭を悩ますのではなくて、こんなのはどうだとか、いっぱい出していただくことがむしろいいのかなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

稲川委員　1点だけ。私も今話を聞いていて、法律家的な頭で考えている話とは全然別に、ここでの議論ですから、まさに目的的に考えるべきであって、特に樋口先生の話聞いて、非常にこれは大事なことだなと思いました。この協議会でやっている目的からして、協議会の動向、これを踏まえた上で、どういう形でやるとつくりやすい教材になるのかなという、そういう目的のために、あえてここではこういうことを方向づけてやりたいと思いますという書き方であれば、誰も異論ないんじゃないかなと思うんですね。

ちょっと1点だけ、さっき私が言ったことを修正しておきますと、要するに対立する利益の調整が基本なんですけれども、背後にある普遍的価値観ということベースにしてというのが多分足りなかったのかなという、そこは多分共有していると思うんですね。だから、どっちを重視するかというのでウエートが若干違うというんですけど、そのほうがわかりやすいだろうという視点で言うだけです。ただ、ここの目的から考えれば、そういう法律家の世界での考え方にとどまらず、やっぱりそこをどうやってわかりやすい教材をつくっていくかという観点で、ああ、なるほどねとみんなが一致するようなところでうまくまとめていくというのが、一番大事なんじゃないかなと思いました。

小粥座長　どうもありがとうございました。

教材作成メンバーに関して、小澤委員から、福井先生を御推薦いただくことに関連して、今、紙を配っていただいたと思いますので、小澤委員から御発言をお願いするというところで

よろしいですか。

小澤委員 お手数おかけしますが、ご検討よろしくお願い申し上げます。

中保部付 それに関連して、ちょっと総監修と法的助言グループの関係がありまして、総監修につきましても、座長に事務局としてはまずメインで入っていただきたいと思っておりますし、あとは座長のほうで全体の取り回しを含めて人選等を含めてお願いできればなというふうを考えているところでございます。その点に関して、委員の先生方、よろしいでしょうか。

(一同了承)

小粥座長 前回の過去の教材などを見ておきますと、ここに座っている人が総監修に入っているのですけれども、学校教材ということで、どうしても文部科学省の御助言を頂かなければならないと思いますので、ぜひ樋口先生に御一緒に御尽力を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

樋口委員 中学校のときもそのようにさせていただきましたので、微力ですけれどもさせていただきますと思います。

小粥座長 ありがとうございます。

それから、これまでの法教育に関する御研究、それから実践の御経験を考えますと、やはり江口先生に引き続き御助言賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

江口委員 喜んで。

小粥座長 それから、具体的な法的助言グループについては、どういった人選を考えればよいかということが、私自身はちょっとまだ詰め切れていないところがございますので、裁判所、それから弁護士会、検察庁からということももちろん考えておりますけれども、大学の法学研究者もぜひというふうに考えておまして、ちょっとこの場で細部まで詰めることは難しいかと思っておりますけれども、そういった実務の法律家、もちろん司法書士の方も含めてということですが、実務家と言われている方々と、それから学者と言われている方々を組み合わせるような形で、法的助言グループについて、法制部と相談しながら人選を進めてまいりたいと考えておりますけれども、そういったことでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、高校生向け、目的というところの書き方については、今のような議論を踏まえての書き物だということで、これが協議会の確定方針ということではございませんけれども、さしあたりこのようなペーパーをベースに教材作成に向けて動き出すということで、協議会の皆様に御了解をいただきたいと考えますが、よろしゅうございますでしょうか。

(一同了承)

それでは、この座長試案、試案を取って、これをもとに作業を進めてまいりたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは最後に、「法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等について」という議題にまいりたいと思っております。

まずは、事務局から何点か御報告があるということでございますので、よろしくお願いいたします。

中保部付 それでは事務局から、4点ほど御報告をさせていただきます。

まず1点目、報告でございます。本年の3月9日に自民党の政務調査会、司法制度調査会の国会議員の先生3名の方に、台東区立上野中学校において行われた法教育授業を視察して

いただきました。司法法制部においてもその視察のお手伝いをさせていただきましたので、事後で申しわけございませんが簡単に概要を御報告させていただきます。

お手元の席上配布資料を御覧いただければと思います。自民党の司法制度調査会の法教育現場視察の模様でございます。同調査会につきましては、現在、会長を務められています上川陽子前法務大臣のもと、司法制度、司法外交を支える人材の養成などのテーマを検討しております。その一環として法教育の普及・推進というテーマを上げられているところでございます。本視察はその検討の一環として、東京都教育庁、岩崎先生のほか、台東区立上野中学校の御尽力をいただきまして実現したものでございます。当日は、上野中学校3年生48名を対象に、先生と東京地検の現職検察官のコラボレーションによる模擬裁判を含む法教育授業を実施したところでございます。

視察された先生につきましては、上川陽子衆議院議員、保岡興治衆議院議員、丸山和也参議院議員の3名が来ていただいたところでございます。法務委員会の日程と重なったこともあって、3名の先生のみでの視察となってしまいましたが、実施後の先生方の御意見では、法教育は結論を出さないで、物の考え方を教えたり人の物の考え方を見るという訓練になる、こういった体験型の授業は、生徒は一生忘れられないと思う、中学校の中でも、1時間でも2時間でも必ず模擬裁判の授業を取り入れていただきたいなどの意見が出され、各議員におかれても、法教育の重要性を御認識いただけたものと考えているところでございます。

岩崎先生、この関係で何か御感想等あれば。

岩崎委員 鈴木検事がとてもすばらしくて、やっぱり、実際の学校の授業においては、今子供の中に何が起きているか、何を感じ何を考えているかを察しながら、思考の連鎖反応、活発な意見交換が起きるように、適切な言葉がけを臨機応変に行って導いていく。当然、これが、授業運営の一番大事なポイントです。鈴木検事は、そういう力をもとから持っておられる方というか、この方は、学校の先生としても一流だなと感動しまして、とても授業がうまかったです。

高田先生は、東京都の中のカリスマティーチャーで、とても有名な指導力のある先生なので、とてもいい授業ができました。高田先生は、ここの学校で以前教えられていたので、この3年生は1年生のとき授業をしていたんですけど、それから異動されて突然3月にあらわれて授業をやったという、やりにくい授業だったんですけど、本当に素晴らしい授業でよかったと思えました。

中保部付 ありがとうございます。

続きまして、引き続き事務局から御報告させていただきます。席上に資料を配布させていただいておりますが、前回の推進協議会で御報告させていただいた、法教育マスコットキャラクター「ホウリス君」の着ぐるみの作成経過でございます。頭だけの写真で恐縮ですが、本日の協議会の場で御披露できず残念なところでございますが、納品は本月の30日の予定でございます。次回の協議会では御披露させていただけると思っております。

岩崎委員 体もあるんですね。

中保部付 ありますので、御心配いただかなくて。

萩本部長 着ぐるみに入りたい方は事前におっしゃっていただければ。

中保部付 これを利用して、積極的な広報に使っていきたいなと思っております。

続いて、3点目につきまして、今法務省において行っている法教育の更なる普及のため、司法法制部におきまして出張授業のメニューと申しまししょうか、法教育出張授業のお品書きというものを考えているところでございます。この小冊子の「法教育授業のご案内」というところを御覧いただければと思います。

法教育出張の出前授業、法務省で行っている法教育の普及・推進活動のアピールのため、これまで、先ほど部長がお見せいたしましたリーフレット等を配布してきたところでございますが、リーフレット以外にどういう法教育授業ができるのかわかる資料はありますかといったような、教育現場からの要望が数多くありました。また、リーフレットの増刷や内容のリニューアルについてはどうしても時間がかかってしまうという面がございますので、もう少し利便性のよいもの、例えば新たな情報をすぐ盛り込めて、また希望者に手軽にファックス、メール等で送付ができるようなものを検討しておりました。先ほど鈴木委員からのお話ありましたように、まずこういうものを法制部として考えているという段階のものを示させていただいているところではございます。今後は既に作成しておりますリーフレットとあわせて、各学校現場等に配布できればと考えているところでございます。本日はサンプルを席上配布させていただいているところでございますが、この内容や構成、コンセプトを含めて、何か御意見等いただければ大変ありがたいなと思っているところでございます。

何か頂けますでしょうか。

小粥座長 今日じゃなくても大丈夫ですか。

中保部付 はい。おっしゃるとおりです。

小粥座長 では、お気づきの点がございましたら、また、今日に限らず司法法制部のほうに御教授をいただければと存じます。

中保部付 もう少し、やはり授業の内容がわかるように、具体的な授業の内容を含めて書いていきたいなというふうに、我々は今少し検討しているところでございますので、何かいろいろ御指摘いただけますと大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、4点目でございますが、法科大学院生、ロースクール生による法教育授業の実践についてでございます。本年度も法務省としましては、矯正局及び各少年院の御協力を得まして、この2月から3月にかけて慶應義塾大学、中央大学、及び東京大学の各法科大学院生が、少年院において行う法教育授業の実施を支援してきたところでございます。

具体的には、慶應義塾大学については関東医療少年院、中央大学については多摩少年院、有明高原寮、東京大学については小田原少年院において実施していただいたところでございます。

また、3月1日には、昨年度に続き渋谷区立鉢山中学校におきまして、法教育祭が開催されたところでございまして、小粥座長も視察されていらっしゃるところでございますが、國學院大学、中央大学、一橋大学の各法科大学院生が法教育授業を実施したところでございます。

次回以降の法教育推進協議会において、実際に授業を行った法科大学院生のほうから、その詳細について報告を行っていただきたいと考えているところでございますので、あらかじめお知らせいたします。

事務局からの御報告は以上でございます。

小粥座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、四つ目の議題の件についてでも構いませんし、あるいは全般についてでも構いませんけれども、御質問、御意見ございましたら御自由にお問い合わせいたします。

特にございませんようでしたら、村松委員から、主権者教育に関する冊子についてお手元に届けるように仰せついておりますので、この冊子について御説明ないしコメントを頂戴できればと存じます。

村松委員 お手元に「自分の意思が社会を創る」という冊子を配布させていただきました。これは川崎市の教育委員会が作成したものです。できたてのほやほやで、私も受け取ったばかりのものです。

前回の推進協議会で主権者教育の話が出ていて、ちょうどこのタイミングでこういう冊子入手しましたので、情報提供としてお伝えいたします。

何か大上段で構えてやろうということではなくて、これまでの授業を少し視点を変えて、あるいは何かスパイスをかけて主権者教育につなげましょうというのがコンセプトだということと、それから、小学校から高校までの社会、それから特別活動、総合の時間、それぞれのところでどういう形で展開ができるのかということの位置付けをしています。文科省と総務省のほうでつくられたのは、高校のところでの主権者教育になりますが、小学校から段階を追って高校につなげていくというところを見る上では、一つ参考になるんじゃないかなと思っております。

それから、個々の授業の内容については、一応モデルとして出ていますが、私たちがやることは、ここについて法教育的にどういうふうな授業展開の提案ができるのかということ、これから考えていかなければいけないのかなと思っております。

それから、川崎市議会とも協力をしながら、市議会の傍聴であるとか幾つかプログラムが組めるような形で最後のほうは作成をされています。恐らく私が知る限りでは、こういった冊子をつくるのは全国の教育委員会の中でも早いほう、あるいは初めてなのかなと思ってますし、小学校から高校まで一応全体を見てつくっておりますので、参考になればと思って情報提供いたしました。

小粥座長 具体的にこの教材は、誰がつくったのですか。村松先生が関与されたのですか。

村松委員 いや、私は関与しておりません。教育委員会の社会科、それから特活、総合のそれぞれの指導主事が中心になってつくったというふうに伺っています。

小粥座長 神奈川県弁護士会が関与されているということはないのですね。

村松委員 弁護士会は関与していません。

小粥座長 ありがとうございます。

村松委員 これ、表紙と裏の絵が川崎のまちをずっとイメージしているということで、作り手の思いもいろいろ詰まっているようなことを伺いました。

小粥座長 ありがとうございます。

それでは本日の議題、その他につきましてございませんでしょうか。

それでは、本日予定していた議題は全て終了いたしました。

次回の日程につきましては、追って事務局から御連絡いたします。

本日はどうもありがとうございました。

—了—